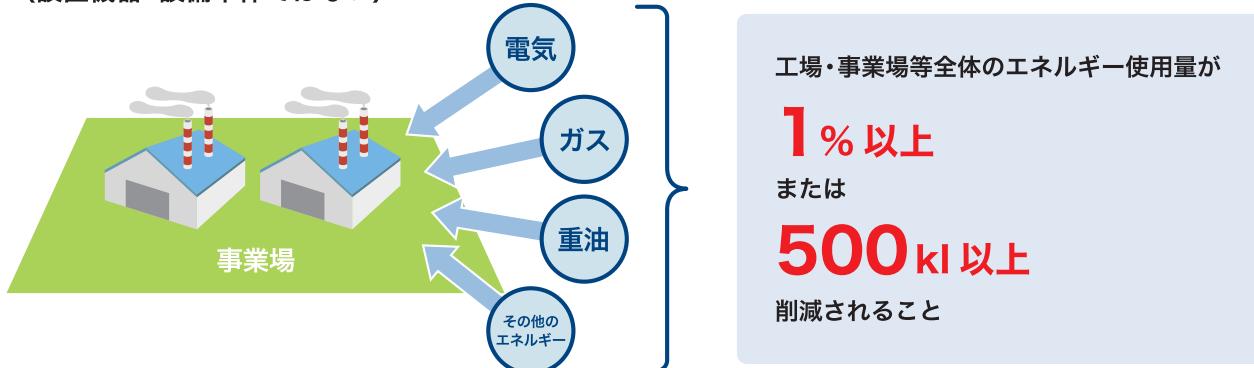


申請を検討されている方へ

1 様々な省エネルギー事業

すでにある設備・システムを置き換えることにより、事業を実施する工場・事業場等全体で省エネルギー率が1%以上、または省エネルギー量が500kI(原油換算)以上となる省エネルギー事業。
(設置機器・設備単体ではない)



※工場・事業場等全体のエネルギー使用量と、既設設備単体のエネルギー使用量を把握して、省エネルギー計算を行ってください。

2 様々な省エネルギー設備

省エネルギーに寄与する設備であること。

(設置設備の機器指定はありません)

ただし、以下の内容を満たしている必要があります。

1. 上記「①補助対象事業」の内容を満たしていること(申請設備が、元の設備の能力・出力を超てもよい)。
 2. 将来用設備、兼用設備、予備設備等でないこと。
 3. 特定メーカーや機種を指定しての設備でないこと。
 4. 償却資産登録される設備(消耗品の単なる取換や修繕等は、不可)
- 等

3 事業期間

交付決定日から平成25年3月8日まで。

事業開始 → 3社見積 → 発注 → 工事 → 検収 → 支払い → 事業完了

交付決定日

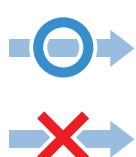
3社以上の見積依頼・競争入札を行う必要があります(交付決定前も有効)。
但し、発注は交付決定日以降に実施する必要があります。

平成25年
3月8日まで

4 省エネルギー量

計画する省エネルギー量は必達です。

計画時の
省エネルギー量 A_{kI}



A_{kI} より増

1年後の実績

A_{kI} より減

(未達)

事業完了後、1年間の実績(工場・事業場全体および設置機器・設備単体それぞれについて)を測定し、報告して頂きます。その結果、計画時の省エネルギー量に未達の場合は、補助金の返還となる場合があります。

当資料は、事業の概略を説明するものであって明確な要件を定義した資料ではありません。

詳しくは「公募要領」をご確認ください。